

契約監視委員会（第 23 回）議事概要

開催日時	平成 29 年 7 月 5 日（水）午前 9 時 55 分～午前 11 時 35 分	
場 所	衆議院第二別館 5 階 会計課入札室	
委 員	委員長 古島 守（弁護士・公認会計士） 委 員 荒川 穂（一般財団法人公共用地補償機構非常勤監事） 委 員 加藤 聡（公認会計士・税理士）	
議事概要	1. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 2. 抽出結果の報告 3. 抽出案件の説明及び質疑応答	
審議対象期間	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	
抽出案件	3 件（合計）	
一般競争	2 件	契約件名 平成 28 年度衆議院システム用セキュリティ関連機器一式借入 契約相手方 東日本電信電話株式会社 契約金額 61,703,856 円 契約締結日 平成 28 年 10 月 14 日
		契約件名 本館蒸気配管設備改修工事 契約相手方 第一工業株式会社 契約金額 105,840,000 円 契約締結日 平成 29 年 1 月 4 日
随意契約	1 件	契約件名 議長公邸の樹木剪定等作業 契約相手方 上園緑地建設株式会社東京支店 契約金額 5,886,000 円 契約締結日 平成 28 年 10 月 28 日
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

お問い合わせ先 衆議院事務局庶務部会計課 電話 03-3581-5111（代表） 内線 34340

(別紙)

意見・質問	回答
<p>〔案件 1〕</p> <p>契約件名 平成 28 年度衆議院システム用 セキュリティ関連機器一式借入</p> <p>契約相手方 東日本電信電話株式会社</p> <p>契約金額 61,703,856 円</p> <p>契約締結日 平成 28 年 10 月 14 日</p> <p>・ 15 者が入札説明書を取りに来たとのことであるが、入札説明会などは行ったか。</p> <p>・ 質問書の提出は 2 者で提案書提出が 1 者ということだが、そもそも本件に関しては全体のシステムが特殊な仕様になっていて、元施工業者以外は入りづらいということはないか。</p> <p>・ 結果的に 1 者応札だったわけであるが、応札にこなかった理由の見当はつくか。</p> <p>・ 入札公告が 8 月で、契約締結が 10 月、納入期限が 12 月とのこと、期間的には妥当か。</p> <p>・ 入札公告の段階で履行期間等、詳細な情報は業者に提供されているのか。</p> <p>・ サーバーなど機器の指定はしているか。</p> <p>・ システム全体の中で、今回はこの部分を借入するというように、何本にも契約が分かれるのか。</p>	<p>・ 入札説明会を行わず、入札説明書を取りに来ていただいている。</p> <p>・ 保守管理や一部の改修であれば元々の異なる複数のシステムとの連携で新たな業者が入るのは極めて難しいと思うが、本件に関して言えば更改する機器の借入だけであり、その構築、設定については別発注であることから、一般競争入札で問題ないと判断した。</p> <p>・ 実際、ヒアリングを 15 者に行ったところ、3 者から回答を得た。基本的には機器を全て調達することが出来ないとか、協力会社の同意が得られなかった等が理由である。</p> <p>・ 対応可能であると思う。システムの一部の機器更改ということで、業者としても他の既存システムとの連携があれば不安要素があるかもしれないが、構築、設定までを含む契約ではなく、機器の借入のみなので競争入札できると判断した。</p> <p>・ 公告をした同日から、入札説明書や仕様書等、必要な情報を示した資料を配付している。</p> <p>・ メーカーなどの指定ではなく、仕様書に記載してある機能を満たしている機器であれば良いということである。</p> <p>・ そのとおりである。一度に更改するのではなく、順次に更改している。</p>

意見・質問	回 答
<p>・いくつか契約を分けているのであろうが、分け方によっては大企業が有利とか、参入意欲が薄れるなどの現象があるのではないか。</p> <p>・システム案件に限ってであるが、本件契約相手方との契約が相当多いように思えるが、他者は入りづらいといったハードルが設けられているといったことはないか。</p> <p>・質問提出者が2者とあるが、入札者と同じか。</p> <p>・本件は平成28年度の契約であるが、前年度以前も同じように契約しているのか。</p> <p>・前年度も1者入札か。</p> <p>・提案書提出期限において1者から提出があったということで、その時点で1者入札がわかっていたと思うが、条件の見直しなどを行っていないということで良いか。</p> <p>(意見)</p> <p>・一般競争入札ではあるが、結果的に1者入札ということであったことから、競争性の促進について言及したい。特に競争参加資格についてA等級のみに限定していることは、必要とする要件からすれば妥当性があったのだとは思われるが、競争性促進の観点から、見直すことが可能なのであれば内規の改正などを検討して、参加の幅を広げるなど、なるべく障壁は取り除くよう努力していただきたい。</p>	<p>・発注の分け方はシステムの内容によるところであり、それに対して金額が決まってくる。競争入札を行うにあたり、結果的に本件に関しては、内規（衆議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程、以下「内規」という）に則り予定価格により参加資格がAランクの業者になっている。</p> <p>・基本的にはハードルは無いようにしている。仕様書などで開示可能な情報は提示するようにして、一般競争としている。</p> <p>・入札者とは別である。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・資料を取りに来た者は7者あったが、入札は1者であった。</p> <p>・そのとおりである。</p>
<p>[案件2]</p> <p>契約件名 本館蒸気配管設備改修工事</p> <p>契約相手方 第一工業株式会社</p> <p>契約金額 105,840,000円</p> <p>契約締結日 平成29年1月4日</p>	

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・資料にあるような水漏れは1か所だけか。 ・何年経過しているものか。 ・A等級に絞っている理由は。 ・1者入札となった分析はされたか。 ・業者は関東の業者に限られるのか。 ・本件のような工事を下期にやると、応札がない可能性が高いと思うが、下期からやらなければならない理由はあるか。 ・工期が1月5日からとなっているが、直ちに工事に着手しているわけではないということか。 ・本案件は総合評価落札方式だが、入札価格が予定価格を下回り、かつ評価値がクリアして落札となるという理解で良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数存在する。 ・昭和58年に改修しているので、30年ほど経過している。 ・内規で予定価格の範囲に応じて等級区分が決められており、2000万を超える工事については原則A等級としている。 ・あくまでも推測であるが、震災復興やオリンピック関連工事など受注者がそちらに流れていることではないかと想定している。 ・関東に限らず、衆議院の建設工事に係る競争参加資格の認定を受けていれば、参加できるということになっている。 ・本館において騒音や振動を発生させる工事であることから国会情勢に関係し、また空調設備工事ということで冷暖房運転に支障のない、いわゆる中間期に施工するなどの制約があり、これらを踏まえた工期設定を行っている。なお、本工事は暖房に使用される蒸気設備の改修工事であり暖房運転中の工事が困難であることから、1月上旬に契約後この冬季を使って機器類の製作を行い、その後中間期を2度使って配管工事を行うスケジュールを設定した。 ・履行開始当初の2～3か月は暖房期のため、主に空調機器製作期間等となっている。 ・そのとおりである。まず、入札価格が予定価格を下回ることで、そして、出された入札価格を計算式に当てはめ評価値を出し、複数の応札者があれば評価値の高いものが落札者となり、1者応札であれば計算で出した評価値が基準となる評価値の範囲内であれば落札者とする。

意見・質問	回 答
<p>・工事でも、総合評価方式の場合と、価格競争の場合があるのだろうか、その仕切りは。</p> <p>・昭和 58 年に請け負った業者は、今回の契約相手方と同じか。</p> <p>・その時の契約条件と今回では、大きく異なる点はあるか。</p> <p>・当時の規模と比べて、積算方法などに差はあるか。</p> <p>(意見)</p> <p>・一般競争入札ではあるが、結果的に 1 者入札ということであったことから、競争性の促進について言及したい。特に競争参加資格について A 等級のみに限定していることは、必要とする要件からすれば妥当性があつたのだとは思われるが、競争性促進の観点から、見直すことが可能なのであれば内規の改正などを検討して、参加の幅を広げるなど、なるべく障壁は取り除くよう努力していただきたい。</p>	<p>・内規で定めているが、原則、工事に関しては予定価格が 2000 万円を超えれば総合評価方式としている。ただし、国会情勢に影響を受ける工事などは、入札・契約手続運営委員会等で審議し、一般競争とする場合もある。</p> <p>・同じである。</p> <p>・当時は一般競争ではなかった。</p> <p>・全く同じ規模ではないが、積算方法は変わっていない。</p>
<p>[案件 3]</p> <p>契約件名 議長公邸の樹木剪定等作業</p> <p>契約相手方 上園緑地建設株式会社東京支店</p> <p>契約金額 5,886,000 円</p> <p>契約締結日 平成 28 年 10 月 28 日</p> <p>・公告期間の決め方は。</p> <p>・再度公告とはせず、不落随契とした理由は。</p>	<p>・予算決算及び会計令に従い決めている。</p> <p>・11 月には剪定作業に入らなければならない樹木があり、再度公告をする期間が取れないということが 1 点、さらに再度公告をしても仕様は変わらないことから、新たな応札者が来る可能性がそれほど高くはないと判断し、最低価格の応札をした業者と交渉するという選択をした。</p>

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格の幅を広げる検討はしたか。 ・入札は何者あったか。 ・3回目の入札後に不落随契に移行したとのことであるが、契約者の入札金額はいくらだったか。 ・入札公告の掲示方法は。 ・剪定業務というのは毎年行われているか。 ・昨年も随意契約か。 ・最終的に金額が低かった者と不落随契の協議をしたはずであろうが、予定価格以下に下げる手段として、対象業務を多少変更するなどはしていないか。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争を行い、結果として、随意契約となった点については理解できる。予定価格の定め方など御説明いただいたかぎりでは、当委員会として妥当であると考えます。引き続き、様々な事例を踏まえ、適切に予定価格の積算など行っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上位の等級を参加させることは可能だが、一般的にランクを上げると価格が上がる傾向にある。 ・8者である。 ・660万円である。 ・衆議院ホームページに掲載し、衆議院第二別館1階掲示板に掲載している。 ・議長公邸には全体で700本ほどの樹木があるが、それら全てではなく、毎年剪定が必要なものを選んでいる。 ・昨年も競争入札を実施したが、結果的には不落随契となっている。 ・していない。法令（予算決算及び会計令）上、契約保証金及び履行期限のみの変更だけが許容されており、その他の変更は認められていない。